

## 高江・辺野古の新基地はいらない！ 私たちはあきらめない！

山本みはぎ

6月23日の「沖縄慰霊の日」を前後して辺野古・高江に行ってきた。何か月ぶりかの沖縄は、夏の陽ざし思わせる暑さで、23日に魂魄の塔の前で行われた「国際反戦沖縄集会 語らびや戦ぬ世 創やびら平和ぬ世」集会には、この時期に開催された「軍事主義を許さない国際女性ネットワーク会議」に集まった、韓国・プエリトリコ・フィリピン・グアム、ハワイなどから来沖した女性たちも参加した。1996年の少女暴行事件以来、「基地と性暴力」を構造的差別と問い続け、国際的な連携を積み重ねている。72年前、本土防衛の捨て石とされ多くの住民が逃げまどい、殺されたこの場所に立つのは



反戦沖縄集会

苦しい。まだ、その清算はされていないのだから。

### 辺野古の新基地が建設されても普天間は変改されない！？

沖縄と本土を戦前・戦後を貫く関係は常に「本土の捨て石」の関係であると思う。沖縄の民意を無視して、米軍基地を押し付け続け、今また高江・辺野古に新基地を作ろうとしている。その辺野古の新基地建設を巡って、自衛隊の南スーダンでの日報問題の引責ということで辞任をした稲田元防衛大臣が、6月15日の参議院外交防衛委員会の答弁で、「普天間の前提条件であるところが整わなければ、返還とはならない」ととんでもない答弁をした。

普天間飛行場の返還条件は2013年4月、日米両政府が合意した嘉手納基地より南の米軍基地の返還・統合計画で決まった。

条件は(1)飛行場関連施設等のキャンプ・シュワブへの移転、(2)航空部隊、司令部機能、関連施設のシュワブへの移設、(3)必要に応じた飛行場能力の代替に関連する航空自衛隊新田原基地・築城基地の緊急時の使用のための施設整備、(4)代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善、(5)地元住民の生活の質を損じかねない交通渋滞、諸問題の発生回避、(6)隣接する水域の必要な調整の実施、(7)施設の完全な

運用上の能力の取得、(8)KC130空中給油機の岩国飛行場の本拠地化一の8項目となっている。

このうち、問題になっているのは4の代替施設の問題で、辺野古で進められている新基地の滑走路は1800m、この長さで利用できない米軍機のためにより長い滑走路が必要ということだ。今年4月、米政府監査院(GAO)の報告書は、辺野古の新基地の滑走路を「短い」とし、緊急時に使用できる沖縄県内の空港を特定するよう求めているという。しかも、この返還条件は、沖縄県には説明をしていない。2006年に、今の新基地建設計画を決めた「再編実施のための日米ロードマップ」にも返還条件としては明記されていない。

沖縄で普天間基地の滑走路の長さ(2800m)に匹敵するのは、那覇空港(3000m)とパイロット訓練用として使用されてきた宮古島の下地空港の二つだが、米国防総省で統合計画の作成と日本政府との交渉に関わった元高官は「われわれは沖縄県内では那覇空港を想定していた」と明らかにしたという(沖縄タイムス7月8日付)。

翁長沖縄県知事は、7月の県議会で「那覇空港は米軍に絶対使わせないと答弁をしているが当然である。

そもそも、沖縄の負担軽減をいい、世界一危険な普天間基地を撤去するために、辺野古の新基地が必要で、それを実現するためには「辺野古が唯一」と政府は言い続けてきた。それを覆すような重大な問題を国会で大臣が発言をしたことから、日米両政府の間で何らかの密約があるのではないかと疑わざるを得ない。残念ながら、本土のマスコミはこのことをほとんど報じていない。国会でももっとこの問題は追及されるべきであるし、政府のウソを見抜き、辺野古新基地建設反対と普天間基地撤去の声をもっと大きくしていかなければならない。

### 違法工事が続く辺野古

4月26日、防衛局は華々しく「辺野古の本体工事着工」のセレモニーを行い、K9護岸の工事を開始した。あれから3か月。長さ316mの護岸の工事は、100mほどのところで止まっているという。

沖縄の人たちの粘り強い防衛局、防衛省交渉などで、実際の工事は埋め立てのための構造図とは違っていることが明らかになった。防衛局は「消波ブロックの設置は、台風の高波による護岸への影響を防止するための一時的措置」、「消波ブロックは撤去し、被覆ブロック設置からやり直す」と回答したとのことだ。(チョイさんの沖縄日記から)

工事用の仮設道路も作らない(作れない)まま進め、工事のやり直しをしなければならないほどの杜撰で強引な工事の実態が明らかになっている。既成事実を作り、反対する住民・市民を諦めさせようという政府の狡猾なやり方だ。しかし、工事自体が止まっているわけではない。7月15日の読売新聞の報道によると、9月にも、辺野古南西側沿岸部で新護岸工事に着手する」という。4月に三重で行われた北上田さんの講演会で、工事の施工準備についての説明で、K9護岸工事に続いて、工事用仮設道路(国道329号線から大浦湾に沿いの海中道路)と埋め立てに必要な大量の資材を製造・保管をする作業ヤードの建設が必要との指摘があった。

工事を進めるための資材は、キャンプシュワブゲート前から搬入される。現場では酷暑の中、連日座り込みの阻止闘争が行われている。7月22日には、キャンプ・シュワブ包囲行動が、2,000名の参加で行われ、25日はカヌー71艇、抗議船8隻で「海上座り込み大行動」も行われた。

7月24日、翁長沖縄県知事は、無許可で岩礁破碎を進めるのは県漁業調整規則に違反しているなどとして、国を相手に破碎を伴う工事の差し止めと、判決が出るまでの工事の一時禁止の仮処分の申し立ても行った。辺野古の問題が、再び(正確には5度目)司法の場で争われる。翁長知事は、提訴の記者会見で、「政府の恣意(しい)的にねじ曲げるやり方は、常々述べている『法治国家』の在り方から程遠く、放っておく『放置国家』だ」(沖縄タイムス)と発言している。先の、稲田元防衛大臣の普天間返還の条件の件はもとより、政府は

その言葉とは裏腹に、常に沖縄に犠牲を強いてきた。裁判は予断を許さないだろうが、全力を挙げて翁長知事の決断を支援しよう。8月19日には、平和運動センターの山城博治さんと、歌で沖縄を上げる京都の川口真由美さんを招いて、「止めよう！ 辺野古・高江新基地！ やめさせよう安倍政権！！」の集会・デモを行う。

そして、2018年1月には名護市長選、12月には沖縄知事選がある。すでに様々な動きがあるという。辺野古新基地建設反対を貫く、候補の当選を何としても実現させよう。

## 高江の機動隊派遣・裁判に

前号で書いた、高江の愛知県警機動隊派遣について、5月15日、923名で公金支出は違法と住民監査請求を行ったが、実質審理もしないまま6月27日却下された。請求人有志と弁護団は、その後の対応を協議していたが、裁判を起こすことにし7月26日名古屋地裁民事9部に原告211名、代理人20名で提訴をした。高江に機動隊を派遣した全国6都府県のうち、住民監査請求を行った後裁判まで持ち込んだのは、東京・福岡と愛知の3か所目。

請求の趣旨は

- 1、被告(愛知県知事大村秀章)は 愛知県警本部長 柘田好一氏に、金372万8252円(開示請求で一部明らかになった特別別手当)を請求せよ。
- 2、それ以外の公開されていない公金(給与等)すべて請求の理由

- 1、警察法は、自治体警察であり、警察庁の主導的な介入は緊急事態に限定されている。

しかし、本件派遣は警察庁により直接愛知県警をふくむ6都府県に指示されていて警察法60条、36条に違反する。

- 2、本件派遣は警備を名目としながら、実質、ヘリパッド着陸帯の建設に反対する住民を威嚇、不当な身柄拘束など反対住民を弾圧するものである。多くの違法な警察活動という人権侵害するものである。こうした警察法に違反し、反対運動を弾圧するために違法に公金を支出しつづけた。

提訴を決めてから1週間の短期間で原告の募集から提訴の準備などバタバタとした中で進んだ。新たに「沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟の会」を立ち上げ、裁判闘争を進めるとともに、高江・辺野古の現状の学習会や集会、サポーターの拡大などの活動を行う。「沖縄の怒りではない私の怒り」の想いをつなげていきたい。

